



今月の視点

## 爽族！争族！家族のために！【パート2】 ～ もめる相続、かしこい贈与 ～

### あるある(3) 名古屋市南部。認知症の父、自ら書いた遺言書はニセ物だと言い出す！

母はすでに他界しており、父は一代で設備業を創業して順調に経営していました。当時の母の遺産は、実家の相続の遺産分割で約2,000万円の預貯金を取得したのに加え、父の会社の役員をしておりその役員報酬などで1,000万円あり、合計3,000万円程でした。長男が会社の後継者、他に二男と長女がいて、相続人は父を含めて4人でした。

このとき会社経営が不調だったので、後継者の長男に多目の遺産相続をさせ、会社へ貸付けなどの分割提案をしたところ「争族」となりました。最終的には法定相続分で遺産分割を行なうことで決着しました。このことから、父は早めに遺言書の必要性を感じ、自身で遺言書を書き、常々後継者の長男に遺産を渡すと公言し、二男と長女も納得していました。

ところがある日、「長男が私の遺言書を偽造した、〈全て長男に相続する〉と書き直してある」と騒ぎ出しました。

父が「長男に騙されている、遺言書はやめる」と言い出したので、二男や長女にも遺産が貰える可能性が出てきました。「貰えるものは貰っておこう」という欲が出てきたのです。

父は後継ぎである長男を「遺言書を偽造した長男」と嫌いはじめ、新しく遺言書を書くと言い出したため、二男と長女は公証人に出張してもらい、口述筆記で父の公正証書遺言を作成しました。この時の父の意思判断能力が正常であったかどうか、亡くなってしまってから確認はかなり困難な作業となりました。

遺言書は日付が新しいものが優先されます。この時点で古い自筆証書遺言は無効となります。長男は父から一方的に嫌われ自宅にも入れず、公正証書遺言についても一切知らされていませんでした。

数年後、父は亡くなり、新しい遺言は全ての財産は二男と長女に渡すという内容でした。カルテなどを証拠として遺言書の無効や遺留分について争うことも考えましたが、自分の子どもや孫に「争族」を引き継ぐべきでないと考え、父の相続を終えました。ただ、会社の株式は8割が長男の名義、残りは金庫株になっていたため、会社は乗っ取られずに済みました。

### 〈争族を避ける遺言書のポイント〉・・・・・・・・・・・・・・・・

- ①自筆証書遺言は法律で定められた記載形式を守りましょう。
- ②誰もが手に取れる場所に保管しないようにしましょう。
- ③死後に紛失・不発見とならない場所に保管しましょう。

**緊急事態宣言**

### **新型コロナウイルス対策**

**不要不急の外出自粛、在宅勤務、検温による健康管理**

**3密を避ける（密閉空間・密集・密接）**

**経済対策：108兆円の緊急経済対策、資金繰り支援**

- ④そもそも、自筆証書遺言にするべきか慎重に検討しましょう。
- ⑤遺言に「まだ早すぎる」はない。心身共に元気なうちに取り掛かりましょう。  
体力が衰えてくると財産の整理だけでも大変です。遺言書を作成した人は10人に1人と少ないのが現状です。統計によると40～50歳代が約半数で、60歳代が35%、70歳以上が2.5%です。そして1年に1度は内容を見直しましょう。
- ⑥二種類の遺言書、『自筆証書遺言』と『公正証書遺言』の違いを理解しましょう。
- ⑦「遺言」は「遺書」とは違います。法定のルールを守って正しく書きましょう。  
※2020年7月から自筆証書遺言を法務局に預けることができます。

**あるある(4) 名古屋市西部。**

**金遣いの荒い長男が権利だけ主張！その長男に奥の手を使われてしまった！**

父親は子ども2人が争族にならないように公正証書遺言を遺していました。しかし、兄（長男）と妹（長女）が「争族」へと発展してしまったケースです。

放蕩息子だった兄（長男）は父の生前中に数々の迷惑をかけてきたこともあり、遺言書には財産の大半を妹（長女）に遺すと書いてありました。

兄は成人してからも職を転々とし、定職にもつかず、40歳頃突然「社長になる」と言い出し、あるフランチャイズに加盟しましたが、経営はうまくいかず、仕事のトラブルで違約金を請求され、3年で2,000万円程の損失を出し父親が負担しました。兄は自分の遺産の取り分はわずかな預金だけだと知ると大いに怒り、そして自らの遺留分を確保するため、新たに奥の手を使いました。「俺の財産は必ず取り戻す！！」と『遺留分減殺請求』を家庭裁判所に訴えたのです。

『遺留分減殺請求』とは、相続で特定の者（このケースは妹）に有利な遺産分配がされた場合、法定相続人が本来自分が貰えるはずの最低限の遺産の取り分（遺留分）を確保するための制度です。このことで妹は相続財産全体の4分の1を現金で兄に支払うことになりました。

一度「争族」が起きてしまうと、金銭的な解決はできても、その時に刻まれたしこりが消えることはありません。だからこそ「争族」は起きる前に防ぐことが大切です。

このケースでは、公正証書遺言を作成していたにもかかわらず「争族」を避けることができませんでした。なお、現在は法律が改正され、『遺留分侵害請求』となり、お金で請求することになっています。

私どもの事務所では必ず「遺留分に配慮した遺言をつくるべき」と提案しています。

**〈争族を防ぐステップ〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**

- ①「何」を相続するのかを把握しましょう。「財産目録」はパソコンで手軽に作成できます。
- ②年を追うごとに家族の関係は複雑化します。「遺族は、相続人は、私たちだけでなかった」と慌てないように、相続人を把握しておきましょう。
- ③遺言書、相続税対策は今すぐにやりましょう。更なる手取りの財産が増えればよりラッキーです。  
代表例：連年贈与（年110万円）  
教育資金の一括贈与（1,500万円まで／2021年3月末まで）  
結婚・子育て資金の一括贈与（1,000万円まで／2021年3月末まで）  
住宅取得等資金贈与（最大3,000万円まで／2021年12月まで）  
配偶者への居住用財産贈与（2,000万円まで／20年以上の結婚）
- ④究極の法定財産管理『家族信託』の活用を考えてみましょう。将来、認知症になった場合を考え、予め財産管理を託せます。
- ⑤「遺言書」の作成が財産を守る最後の手段です。

石川 光男

## 今後のセミナー

### 1. 経営者・後継者売上UP実践塾

お電話・FAXにてお申込みください。

第1回：3月17日、第2回：4月21日、第3回：5月19日

講師 上野 宏 氏 (いろは印刷代表取締役)

時間 PM18:00～PM20:00

会費 16,000円/1回 (懇親会含みます)

場所 みらい経営3Fセミナールーム

## 【 経営者・後継者売上UP実践塾 】

第2回:4月21日(火)、第3回:5月19日(火)

中小・小規模会社の大量破産が発生するのでは？と予測されている  
厳しい経済環境が続く中、安定継続経営を目指すのは、  
差別化・一点集中・すきまの「儲かる仕組みづくり」です。  
競合他社に負けない選略を創ります！

## 4月の税務と労務

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| ・ 2月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(4月30日) |
| ・ 8月の決算法人の中間申告、納税      | 期限(4月30日) |
| ・ 8月の決算法人の消費税の中間申告     | 期限(4月30日) |
| ・ 3月分源泉所得税納付           | 期限(4月10日) |

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL052(651)6000 FAX052(652)0066

[ishikawa@ishikawakk.or.jp](mailto:ishikawa@ishikawakk.or.jp)

<https://www.mirai-kg.com/>

半田オフィス

税理士 榑原 睦

〒475-0853 半田市南末広町125番11 グロワールスギ4階

TEL0569(26)1566 FAX0569(26)1569

[mbara623@k6.dion.ne.jp](mailto:mbara623@k6.dion.ne.jp)